

四日市市告示第531号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年9月26日

四日市市長 森 智 広

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定（令和3年四日市市告示第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 変更後 | 変更前 |
|--|--|
| 第2 法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の <u>住宅の用途に供する部分のみ</u> を評価する場合 次のいずれかに該当する書面 | 第2 法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の <u>住戸の部分のみ</u> を評価する場合 次のいずれかに該当する書面 |

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。